

特定非営利活動法人日本サステナブル投資フォーラム会員規則

(総則)

第1条 特定非営利活動法人日本サステナブル投資フォーラム（以下「本会」）の会員に関する事項は、本会定款に定めるもののほか、本規則において定めるところによる。

(会員種別)

第2条 この会の会員は、次の3種類とする。

1. 法人プレミアム会員
2. 一般法人会員
3. 個人会員

(入会資格)

第3条 会員の入会資格は、以下のとおりとする。

1. 本会の目的に賛同するもの
2. 本会の定款その他本会が定める規則に同意するもの
3. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む）、暴力団関係企業、団体またはこれらに密接した関係者、および過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求を行った履歴のある者、その他これらの者に準じる者など（以下「反社会的勢力」という。）でないもの

(禁止事項)

第4条 会員は以下に掲げる義務を負う。

1. 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為
2. 直接又は間接を問わず、反社会的勢力に与しないこと
3. 本会の名誉若しくは信用を害し、又は本会の活動及び目的を妨害する行為を行わないこと
4. その他前各号に準ずる行為を行わないこと

(会員資格の発生日)

第5条 会員の資格は、第6条所定の会費の納入をもって発生する。

(会費)

第6条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。なお第7条による会員資格喪失の事項に該当した場合、納入済みの会費は返還しない。

法人会員 (1)~(6)については一口100,000円とする

| | 会員構成 | 一般会員 | プレミアム会員 |
|------|------------------------------|------------------------------|---------|
| (1) | 金融ホールディングカンパニー | 3口以上 | 5口以上 |
| (2) | 都市銀行・信託銀行・地方銀行 | 1口以上 | 3口以上 |
| (3) | 生命保険・損害保険 | 1口以上 | 3口以上 |
| (4) | 証券会社・運用会社 | 1口以上 | 3口以上 |
| (5) | 投資助言・金融情報サービス業 | 1口以上 | 2口以上 |
| (6) | (2)~(5)以外の金融事業を営む法人 | 1口以上 | 2口以上 |
| (7) | 経営コンサルティング業 | 1口以上 | 3口以上 |
| (8) | 公的機関・監査法人・社団法人など | 1口以上 | 2口以上 |
| (9) | (1)~(8)以外の一般法人 | 1口以上 | 3口以上 |
| (10) | NPO・年金基金など | 一口¥10,000×1口以上 | 10口以上 |
| (11) | 国外法人 (主に日本国外で活動する企業または団体) | (1)~(6)に該当する業態の法人は国内会費の半額とする | 同左 |

個人会員

| | 会員構成 | 一般会員 | プレミアム会員 |
|---|------|----------------|---------|
| 1 | 個人※ | 一口¥10,000×1口以上 | - |
| 2 | 学生 | 一口¥5,000×1口以上 | - |

※個人会員の初年度会費については、入会日に関わらず有効期間は当該年の12月までとし、7月以降入会者の会費は5,000円とする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が、次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、運営委員会での決議の上、会員資格を喪失する。

1. 第3条に定める入会資格に偽りがあることが判明したとき
2. 第4条に定める禁止事項に違反することが判明したとき
3. その他前各号に準ずる事由が生じたとき

(補足)

第8条 本規則の改廃は、運営委員会の決議によるものとする。

以上